

# 茨城県理学療法士学会規程

## 第1章 目的

(目的)

第1条 茨城県理学療法士学会（以下「学会」という。）は、公益社団法人茨城県理学療法士会（以下「本会」という。）定款第3条に定める目的を達成するに、年1回開催する。

## 第2章 学会長

(選出)

第2条 学会長は、主に公益社団法人日本理学療法士協会（以下、「協会」という）が認定する専門理学療法士を取得している本会正会員、あるいはそれに準じた（特定分野や地域活動での活躍が認められた者）本会会員の中から学術・教育局長が推薦し、理事会において開催する前年度の学会までに選出するものとする。

(任期)

第3条 学会長の任期は、選出された年度に開催される学会（以下「当該学会」という。）の終了のときまでとする。

(責任と権限)

第4条 学会長は以下の業務を遂行する。

- (1) 当該学会の企画・運営に関すること
- (2) 講師、座長、シンポジスト、司会等の選任に関すること
- (3) 一般演題の査読および採否に関すること
- (4) 当該学会の円滑な運営に関すること
- (5) 当該学会の表彰に関すること

2 学会長は、本会会員に対し、当該学会のテーマおよび内容、開催日、場所等を示して、本学会長と連名で、開催日の半年前までに書面をもって通知するとともに、本会ホームページにおいて開催通知を公開するものとする。

## 第3章 座長及び査読者

(座長の選任)

第5条 座長は、本会正会員であって、協会が定める新人教育プログラム修了者の中から、学会長が選任する。

(査読者の委嘱)

第6条 学会長は、第4条第1項第3号の業務を行う者として、協会が認定した専門理学療法士のうち、学会・研究部長が推薦した本会正会員の中から、査読者として委嘱することができる。

## 第4章 一般演題

(受諾)

第7条 一般演題は、採択されたときをもって受諾とする。

(演題の発表取消し)

第8条 一般演題の演者がやむを得ない理由で当日発表を行わない場合は、速やかに学会長に報告しなければならない。

## 第5章 表彰

(種類)

第9条 学会長は、当該学会において最も優秀と認めた一般演題を1題選出し、学会長賞を授与することができる。

(選考)

第10条 一般演題の座長は、担当したセクションの中で表彰にふさわしいと認める演題を1演題推薦し、学会長は、座長が推薦した演題のうち、査読において成績が優秀だった演題の中から最も優秀な演題を選出し、表彰委員会へ報告する。

(決定)

第11条 表彰委員会は、学会長からの推薦に基づき、受賞候補者及び演題を理事会へ報告し、理事会の承認を経て、表彰受賞者及び受賞演題を決定する。

(表彰式)

第12条 当該学会の学会長は、当該学会長賞受賞演題及び受賞者を当該学会の翌年に開催される学会(以下、「次期学会」という。)において表彰するものとする。なお、当該学会長が次期学会において表彰することができない場合は、本会会長が表彰するものとする。

## 第6章 補則

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

## 附則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 「茨城県理学療法士学会規定(平成20年8月10日施行)」は廃止する。
- 3 この規程は、平成28年5月23日一部改正により施行する。